



令和2年 3月27日

四国地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

四国地方整備局長は、株式会社穴吹コミュニティ〔香川県高松市藤塚町1-11-22、代表取締役 三宅 恒治〕に対し、令和2年 3月27日、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分(指示処分)を行いました。

(処分概要)

管理事務を受託しているマンションの管理組合において、本来の収納口座とは別に、管理会社及び管理組合が把握しない未管理口座が何者かによって開設されており、この未管理口座への入金に関し、管理会社の元社員2名が関わっていたことで、結果的に管理組合に損害を与えたことから、別紙のとおり指示処分を行った。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長 相澤 洋 (内線 6121)

◎課長補佐 高木 宏 (内線 6142)

電話 (087)811-8314

◎主たる問い合わせ先

別紙

令和2年3月27日
四国地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

株式会社穴吹コミュニティ(以下、「管理会社」という。)に対し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号。以下「法」という。)に基づき、国土交通省四国地方整備局長は、本日、同社に対し、監督処分(指示処分)を下記のとおり行いました。

1 処分内容

○法第81条の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違法行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の事案を踏まえ、貴社の管理受託しているマンション管理業務について必要な点検をするとともに、今回と同様の事案の再発防止に向け必要な措置や社内管理体制を講ずること。
 - ② 今回の事案の概要及びこれに対する処分内容について、貴社の役員及びマンション管理業に従事する社員全てに対し、速やかに周知徹底すること。
 - ③ 法の規定の遵守及び再発防止を図るため、上記の者全てに対し、研修・教育を継続的に実施すること。
- (2) 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を令和2年4月27日までに文書をもって報告すること。

2 処分理由

管理会社が管理事務を受託している管理組合において、本来の収納口座とは別に、管理会社及び管理組合が把握しない未管理口座が何者かによって開設されており、この未管理口座への入金に関し、管理会社の元社員2名が関わっていたことで、結果的に管理組合に損害を与えた。

このことが、法第81条第1号に該当と認められる。

※ 参考

法第八十一条 国土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該マンション管理業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、管理組合又はマンションの区分所有者等に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二 以下、省略。